

議案第 1 号

令和 5 年度千葉県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度千葉県一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,070,525 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,226,124,271 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 13 日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 分担金及び負担金		千円 7,976,861	千円 170,994	千円 8,147,855
	1 負担金	7,976,861	170,994	8,147,855
8 国庫支出金		283,545,228	1,372,223	284,917,451
	1 国庫負担金	130,724,135	1,096,968	131,821,103
	2 国庫補助金	149,858,203	275,255	150,133,458
11 繰入金		85,264,630	△139,301	85,125,329
	2 基金繰入金	35,183,404	△139,301	35,044,103
12 繰越金			6,214,628	6,214,628
	1 繰越金		6,214,628	6,214,628
13 諸収入		405,873,610	89,281	405,962,891
	6 雑入	13,329,624	89,281	13,418,905
14 県債		145,471,066	362,700	145,833,766
	1 県債	145,471,066	362,700	145,833,766

補正されなかった款項に係る額	1,289,922,351		1,289,922,351
歳入合計	2,218,053,746	8,070,525	2,226,124,271

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 2,795,282	千円 △5,161	千円 2,790,121
	1 議会費	2,795,282	△5,161	2,790,121
2 総務費		137,401,041	3,167,354	140,568,395
	1 総務管理費	90,513,324	3,077,354	93,590,678
	2 企画費	17,258,833	96,411	17,355,244
	8 人事委員会費	346,528	2,046	348,574
	9 監査委員費	362,898	△8,457	354,441
3 民生費		364,395,414	88,842	364,484,256
	1 社会福祉費	267,746,069	88,842	267,834,911
4 衛生費		172,487,500	△262,175	172,225,325
	1 公衆衛生費	128,731,590	△360,113	128,371,477
	4 医薬費	42,121,944	97,938	42,219,882
5 環境費		6,761,353	607,446	7,368,799

	1 環 境 費	6,761,353	607,446	7,368,799
6 勞 働 費		4,821,368	74,299	4,895,667
	1 勞 政 費	990,017	49,889	1,039,906
	2 職 業 訓 練 費	3,184,902	8,587	3,193,489
	4 勞 働 委 員 会 費	138,400	15,823	154,223
7 農 林 水 産 業 費		54,770,229	1,085,580	55,855,809
	1 農 業 費	17,874,644	71,709	17,946,353
	2 畜 産 業 費	3,014,813	1,000,000	4,014,813
	3 農 地 費	20,895,129	39,054	20,934,183
	5 水 産 業 費	9,989,854	△25,183	9,964,671
8 商 工 費		395,048,102	2,196,644	397,244,746
	1 商 業 費	10,171,929	2,105,744	12,277,673
	3 観 光 費	1,280,516	90,900	1,371,416
9 土 木 費		144,326,445	1,821,790	146,148,235
	1 土 木 管 理 費	10,019,932	△111,510	9,908,422
	2 道 路 橋 り よ う 費	68,861,867	360,000	69,221,867

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	30,290,078 ^{千円}	32,000 ^{千円}	30,322,078 ^{千円}
	5 都市計画費	15,380,423	1,541,300	16,921,723
10 警察費		146,901,751	△215,106	146,686,645
	1 警察管理費	130,613,570	△45,173	130,568,397
	2 警察活動費	9,270,773	△17,404	9,253,369
	3 空港警備隊費	7,017,408	△152,529	6,864,879
11 教育費		350,372,520	△488,988	349,883,532
	1 教育総務費	33,747,401	317,872	34,065,273
	2 小学校費	124,213,881	73,797	124,287,678
	3 中学校費	71,498,325	△135,445	71,362,880
	4 高等学校費	78,461,415	△391,425	78,069,990
	5 特別支援学校費	37,552,146	228,209	37,780,355
	6 社会教育費	2,457,123	△580,000	1,877,123
	7 保健体育費	2,442,229	△1,996	2,440,233
補正されなかった款項に係る額		437,972,741		437,972,741

歳 出 合 計	2,218,053,746	8,070,525	2,226,124,271
---------	---------------	-----------	---------------

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 商 工 費	1 商 業 費	中小企業生産性向上・設備投資促進補助金	2,200,000
	3 観 光 費	観光コンテンツ高付加価値化促進事業	100,000

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
税トータルシステムの再構築に向けた調査・検討事業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	68,000千円以内
旧 衛 生 研 究 所 等 解 体 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	83,000千円以内
外 来 種 特 別 対 策 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	51,000千円以内
千 葉 県 誕 生 150 周 年 記 念 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	160,000千円以内
美 術 館 開 館 50 周 年 記 念 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	68,000千円以内
家 畜 疾 病 経 営 維 持 資 金 利 子 補 給	令和5年度から令和13年度まで	令和5年度融資額500,000千円以内について年利1.0%以内の利子に相当する額（最大で27,500千円）	
県 単 ナ ガ エ ツ ル ノ ゲ イ ト ウ 駆 除 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	169,000千円以内
県 立 学 校 照 明 器 具 L E D 化 事 業	令和5年度から令和16年度まで	令和5年度事業費	721,000千円以内
運 転 免 許 関 係 講 習 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	485,000千円以内
運 転 免 許 セ ン タ ー 総 合 案 内 等 業 務 委 託	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	62,000千円以内
電 話 d e 詐 欺 等 被 害 抑 止 対 策 事 業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	89,000千円以内
警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 講 習 等 委 託	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	13,000千円以内
安 全 運 転 管 理 者 等 講 習 委 託	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	78,000千円以内
車 庫 証 明 関 係 業 務 委 託	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費	355,000千円以内

事 項	期 間	限 度	額
パーキング・チケット発給設備管理運用業務委託	令和5年度から令和7年度まで	令和5年度事業費	38,000千円以内
放置駐車違反車両確認事務委託	令和5年度から令和8年度まで	令和5年度事業費	1,397,000千円以内
放置違反金事務委託	令和5年度から令和8年度まで	令和5年度事業費	31,000千円以内

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
救 急 安 心 電 話 相 談 事 業	令和5年度から 令和7年度まで	令和5年度事業費 132,000千円以内	補正前に同じ	令和5年度事業費 140,000千円以内
地 盤 変 動 精 密 水 準 測 量 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	令和5年度事業費 177,000千円以内	補正前に同じ	令和5年度事業費 180,000千円以内
総合スポーツセンター体育館整備 事業	令和5年度から 令和6年度まで	令和5年度事業費 160,000千円以内	補正前に同じ	令和5年度事業費 244,000千円以内
農 地 防 災 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	令和5年度事業費 1,287,000千円以内	令和5年度から 令和7年度まで	令和5年度事業費 1,487,000千円以内
県立学校長寿命化対策事業	令和5年度から 令和10年度まで	令和5年度事業費 7,846,000千円以内	補正前に同じ	令和5年度事業費 8,090,000千円以内
新県立図書館等複合施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	令和5年度事業費 1,000千円以内	補正前に同じ	令和5年度事業費 651,000千円以内

第4表 地方債補正 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧衛生研究所等解体事業費	千円 19,100	普通貸借または債券発行 (他の地方公共団体との共 同発行を含む。)	年利9.0以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率とす る。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、 元金均等または満期一括償還する。 ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮な らびに低利債への借り換えをすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会体育施設整備事業費	千円 209,500	普通貸借または債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年利9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。 ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができる。	千円 218,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
地方道路等整備事業費	29,102,800				29,401,400			
公園整備事業費	1,046,600				1,188,400			
街路整備事業費	2,170,600				2,478,400			
警察施設整備事業費	3,279,200				3,401,300			
高等学校施設整備事業費	2,069,400				1,968,400			
図書館施設整備事業費	435,000							
計	38,313,100							

議案第 2 号

令和 5 年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算（第 1 号）

令和 5 年度千葉県特別会計財政調整基金の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,200,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,216,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 13 日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 50,000,000	千円 3,200,000	千円 53,200,000
	2 一般会計繰入金		3,200,000	3,200,000
補正されなかった款項に係る額		16,000		16,000
歳入合計		50,016,000	3,200,000	53,216,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金		千円 50,016,000	千円 3,200,000	千円 53,216,000
	1 財政調整基金積立金	16,000	3,200,000	3,216,000
歳 出 合 計		50,016,000	3,200,000	53,216,000

議案第 3 号

令和 5 年度千葉県特別会計工業団地整備事業補正予算（第 1 号）

令和 5 年度千葉県特別会計工業団地整備事業の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 216,260 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545,716 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 13 日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 271,456	千円 173,460	千円 444,916
	1 繰越金	271,456	173,460	444,916
2 諸収入		58,000	42,800	100,800
	1 雑収入	58,000	42,800	100,800
歳入	合計	329,456	216,260	545,716

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地整備事業費		千円 329,456	千円 216,260	千円 545,716
	2 袖ヶ浦椎の森工業団地整備事業費	315,507	216,260	531,767
歳 出	合 計	329,456	216,260	545,716

議案第 4 号

令和 5 年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算（第 1 号）

令和 5 年度千葉県特別会計港湾整備事業の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 396,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,924,317 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 13 日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 826,721	千円 345,600	千円 1,172,321
	1 使用料	826,721	345,600	1,172,321
3 諸収入		5,130	51,000	56,130
	1 雑収入	5,130	51,000	56,130
補正されなかった款項に係る額		2,695,866		2,695,866
歳入合計		3,527,717	396,600	3,924,317

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 3,527,717	千円 396,600	千円 3,924,317
	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,027,032	396,600	3,423,632
歳 出	合 計	3,527,717	396,600	3,924,317

議案第5号

令和5年度千葉県特別会計病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度千葉県特別会計病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第1款 病院事業収益	56,508,056 ^{千円}	21,300 ^{千円}	56,529,356 ^{千円}
第2項 医業外収益	16,399,593	21,300	16,420,893

支 出

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第1款 病院事業費用	59,016,321 ^{千円}	21,300 ^{千円}	59,037,621 ^{千円}
第2項 医業外費用	1,206,839	21,300	1,228,139

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,557,349千円」を「1,562,249千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,234千円及び退職給付引当金1,517,115千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,234千円及び退職給付引当金1,522,015千円」に改め、資本的支出の予算額を、次のとおり補正する。

支 出

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第1款 資本的支出	17,662,531 ^{千円}	4,900 ^{千円}	17,667,431 ^{千円}
第1項 建設改良費	14,463,060	4,900	14,467,960

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
がんセンター駐車場整備事業	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度事業費 83,000千円以内

令和5年9月13日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人